

碧南市藤井達吉現代美術館子ども友の会会則

(名称)

第1条 本会の名称を「碧南市藤井達吉現代美術館子ども友の会（以下「子ども友の会」という。）」とする。

(目的)

第2条 子ども友の会は、小学生が美術の鑑賞・制作などにより、楽しい雰囲気の中で教養を豊かにし、美術館活動の応援と普及に参加貢献することを目的とする。

(事務局)

第3条 子ども友の会事務局は、碧南市藤井達吉現代美術館内に置く。

(資格)

第4条 入会資格は、小学生とする。

(会員証及び特典)

第5条

- (1) 会員には、会員証を2通交付する。
- (2) 特典については別に定める。

(入会申込)

第6条 入会申込の受付は、休館日を除き随時とする。

(有効期限)

第7条 会員の有効期間は、会員証の交付日から小学校卒業までとする。

(会費)

第8条 会費については、無料とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども友の会に関する必要な事項は、館長がその都度定めるものとする。

附 則

この規則は、平成23年1月7日から施行する。